

委員の公募について

●「中央区自治協議会の委員の公募に関する要領」の一部改正

<一部改正の内容>

第2条（公募委員人数）

- ・ 公募委員はこれまで総委員数の10%以上（4人）となっていたが、新潟市区自治協議会運営指針が、「公募委員による者は必ず選任するものとする」と改正されたことに伴い、『中央区自治協議会の委員の公募に関する要領』を一部改正するもの。

第3条（応募資格）

- ・ 応募資格の年齢制限については、これまで20歳以上となっていたが、新潟市区自治協議会運営指針が、「18歳以上」と改正されたことに伴い、『中央区自治協議会の委員の公募に関する要領』を一部改正するもの。

第5条（推薦会議）

- ・ 字句の修正

<改正後>

第2条 中央区自治協議会の公募委員は、必ず選任するものとする。

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する18歳以上の者

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項の規定により設置する、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

●公募委員の募集について

<ポイント>

- ◇募集期間 平成29年1月1日（日）～1月31日（火）
- ◇募集人数 2人
- ◇応募方法
 - 1 必要事項（住所、氏名、性別、電話番号、生年月日）
 - 2 小論文 テーマ「〇〇〇」 800字以上1,200字以内
 - 3 活動歴（指定様式）
- ◇選考方法 中央区自治協議会委員10人で構成する「委員推薦会議」で小論文、活動歴を審査（必要に応じ面接等を実施）することにより選考